

平成30年第10回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年10月26日)

召集年月日 平成30年10月26日(金)

召集の場所 総合町民センター 第2会議室

開会 平成30年10月26日 午後2時56分

閉会 平成30年10月26日 午後3時50分

出席農業委員(9名)

1番 早川和夫(会長) 3番 菅原儀左エ門 4番 岡 秀夫
5番 山本修 6番 神野淳一 8番 松宮重信(職務代理)
9番 細川正博 10番 木村憲雄 14番 古池洋子

欠席委員(3名)

2番 溝口智也 11番 櫻井隆治 12番 松井厚雄

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について
報告第12号 事業計画書(転用許可不要案件)について
報告第13号 農地変換届について

事務局長

みなさんご苦労様です。

ただ今から、平成30年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、2番 溝口委員、11番 櫻井委員、12番 松井委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案と報告2件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成30年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、9名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、6番 神野委員さんと8番 松宮委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を

議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第31号は、〇〇の〇氏の所有する農地を、同じく〇〇の〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇氏が〇〇〇〇〇〇〇を〇〇するため取得するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記

はい、議長。

(議案朗読)

資料4ページのとおり、当該申請農地には〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇したいとのことです。また、通路を挟んで向かい側に〇〇〇〇の計画がありますが、こちらは隣地の〇〇〇〇に〇〇する計画とのことで、転用申請としては〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る転用となっています。

この申請地の農地区分につきましては、申請地から300m以内に〇〇〇〇〇〇があることから、市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。よって、転用可能と判断いたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員

はい。

この申請につきましては、16日に櫻井委員と現地を確認いたしました。

当該農地には〇が植わっておりましたが、生産性は低いと思われ、転用は問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第32号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏ほか〇名が所有する農地に、〇〇の〇〇〇氏が〇〇を〇〇しているため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
この農地につきましては、資料9ページのとおり、既に〇〇を兼ねた〇〇が〇〇されており、申請内容によりますと、平成〇〇年頃に〇〇〇氏の先代が当該農地を借りて〇〇したものとこのことです。今回、この土地を所有者から購入することとなり手続きを進めたところ、農地転用許可を申請していない農地であることが判明し、始末書を添付しての今回の申請となっております。

この申請地の農地区分につきましては、申請地は、住宅等が連なっている区域である〇〇に近接する10ha未満の区域にある農地として第2種農地に該当します。第2種農地は代替性がない場合に許可できますが、〇〇を兼ねる〇〇が〇〇の近くに必要であり、〇〇区の住宅立地状況を鑑みても代替性はなく、転用可能であると判断します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員

はい。

この申請につきましても、16日に櫻井委員と現地を確認いたしました。

〇〇〇〇〇として使用しているとのことで、〇〇区は〇〇が密集しており、他に譲受人の住居の近くで〇〇を兼ねる〇〇を設置できる土地を探すことは難しく、転用はやむを得ないものと判断します。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議長

日程4 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長。

議案第33号は、〇が発注しました〇〇〇〇地係の〇〇〇〇の〇〇〇〇工事を請け負った〇〇の〇〇〇〇 〇〇が〇〇の〇〇〇〇氏の農地を〇〇〇〇〇〇〇として一時的に利用するための一時転用であります。

詳細は書記に説明させます。

書記

はい。

(議案朗読)

この農地については、平成30年第1回おおい町農業委員会においても今回と同じ〇〇〇〇〇〇〇〇のために使用することと一時転用申請について審議され、許可がされている農地です。この度、前回の工事と同じく〇〇〇〇〇〇が工事を請け負うこととなり、前回と一連の工事であることから当該農地の一時転用許可を申請しています。

申請地は、農用地域内にある農地として原則転用許可することができませんが、例外的に許可できる条件である一時転用にあたるため、許可可能であると判断します。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員 　はい。
この申請につきましても、16日に櫻井委員と現地を確認いたしました。

申請農地は、一時転用完了後は農地に復元され、所有者による農地利用計画も提出されていますので、転用は問題ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 　〇〇〇〇として使用しない部分についてはどのように使用されているのか。

書記 　　〇年ほど前に盛土をして〇から〇に変換する農地変換届が出ている農地ですので、〇として使用されています。

早川委員 　前回の許可の期間はいつからいつまでか。

書記 　　許可日は平成〇〇年〇月〇日で、〇月〇〇日完了として完了届が提出されています。

議長 　　他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5・日程 6]

議長 日程5 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件は、日程6 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会について と併せておおい町長から同意を求められたものでありまして、2議案の一括審議といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第34号は、所有者と福井県農地中間管理機構の間で〇〇地係の農地〇〇筆の利用権を設定するものであります。

また、議案第35号は、農地中間管理機構から受け手となる〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けるにあたり、農地の配分について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。

(議案朗読)

今回の設定は、始期が平成〇〇年〇月〇日からの〇〇件で、期間は〇〇年間となっています。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2

項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、〇〇〇〇〇が過去に農地中間管理機構から貸付けを受けている農地は、資料19ページから21ページに示している農地であり、〇〇〇筆、〇〇〇〇〇〇㎡となっております。今回の設定と合わせますと、合計で〇〇〇筆、〇〇〇〇〇〇㎡となります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい。
本件につきまして、16日に櫻井委員と現地を確認いたしました。
いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
それでは、議案第34号、第35号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

松宮委員 　　〇〇〇〇〇は現在、農業を行っているのか。

次 長 　　行っています。

松宮委員 　　〇は何を作っているのか。

次 長 　　〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇等を作っているとのこと
です。〇〇〇を〇を置いて作っていると聞いています。

議長 　　他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議 及び 議案第35号 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 7]

議 長 日程7 報告第12号 転用許可不要案件の事業計画書について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
 報告第12号は、〇〇、〇〇及び〇〇の各申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇の〇〇〇の新設のため、それぞれ〇〇〇〇を付けた〇〇〇〇〇〇〇〇を設置するものです。
 詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
 (議案朗読)
 資料23ページをご覧ください。報告第12号は、農地法第5条1項第7号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、農地法施行規則第53条第14号「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」の「〇〇〇〇」の設置にあたるものであります。以上のことより、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議 長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松宮委員 〇〇〇〇〇〇の面積要件はあるのか。

次 長 ありません。

早川委員 農地のどのあたりに建てるのか。営農に支障はない場所なのか。

次 長 申請を基に現地を確認しましたが、全ての報告案件の農地の端に建つとのことでしたので、支障なしと思われます。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

[日程 8]

議 長 日程 8 報告第 1 3 号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第 1 3 号は、○筆の届出の内、○○地域の○筆を○から○にし、○筆は○に盛土をする届でございます。詳細につきまして、書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

早川委員 ○に盛土をすることは「農地の変換」にならないと思うが、届出を受けつけているのはなぜか。

局 長 「農地変換届」は農地法等に基づく届出ではなく、違反転用ではないということを農業委員会に知らせるための報告となっていますので、今回のような届出でも「農地変換届」として提出を求めています。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成 3 0 年第 1 0 回の委員会を終了いた

します。慎重審議ありがとうございました。